

議案第 3 2 号

協議項目 2 3 「各種事務事業の取扱いに関する事 業について」のうち、産業部会の所管する 事務事業について

協議項目 2 3 「各種事務事業の取扱いに関する事
業に関する事」のうち、産業部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成 2 0 年 7 月 3 日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高 木 政 夫

1 商工・観光事業の取扱い

- (1) 富士見村で行われているまつり、イベントの取扱いについては、当分の間、現行のままとする。
- (2) 金融制度の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。

2 農業施策の取扱い

農業施策の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している施策等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。